鳥取県補助金等審査会（鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金審査会）公募委員募集要項

１　趣　旨

　　鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金の補助対象事業の決定にあたり、幅広く県民からの意見を鳥取県補助金等審査会（鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金審査会）に反映させるため、県民参画基本条例第１０条の規定に基づき、委員１名を公募する。

２　鳥取県補助金等審査会（鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金審査会）の概要

（１）審議事項　本補助金の補助対象事業の採択に関する事項

（２）委員構成　委員５名以内（うち、公募委員１名）

（３）開催回数　１回

（４）任　　期　委嘱の日から令和２年１１月３０日まで

３　募集内容

（１）募集人員　１名

（２）応募資格　次のアからカまでの要件を全て満たす方

　　ア　令和２年４月１日現在、県内在住の満１８歳以上の方で、男女共同参画や男性の家事・育児参画促進に関心がある方

　　イ　本補助金の交付希望（予定）団体に属さない方又はその関係者でない方

　　ウ　書面による事前審査及び鳥取市内で平日に開催する審査会に参加できる方（審査会は６月頃開催予定）

　　エ　鳥取県附属機関条例（平成２５年鳥取県条例第５３号）第２条に基づき設置される附属機関の委員でない方（鳥取県所管の他の附属機関の委員との兼務は不可）。

　　オ　鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

　　カ　県議会議員及び県職員でない方

（３）応募方法

　　　別添様式又は任意様式に、住所、氏名、年齢、職業、連絡先、応募理由・男女共同参画への考えを記入して、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出。

（４）応募期限　令和２年４月１６日（木）（必着）

４　委員の選考

ア　応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い決定する。

イ　委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知する。

５　その他

　　ア　応募に際し提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。

　　イ　提出された書類は返却しない。

ウ　委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた場合も同様とする。

エ　委員に就任された場合、氏名等を公表する場合がある。

６　応募・問合せ先

　　　〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２２０番地

鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課

　　　電　　　　話　　０８５７－２６－７７９１

ファクシミリ　　０８５７－２６－８１９６

　　　電子メール　　jyosei-katsuyaku＠pref.tottori.lg.jp